

~暮らし息づく~

京の町並みを明日へ

歴史的な建造物等の維持・修理・修景に関する
支援制度のご紹介



皆さんの歴史的な建造物を守り、残していくこと。

それを核として、町並みを守り、作っていくことが、
五十年後、百年後の京都の景観につながります。

うちも修理するからには
お隣に合うような
いい建物にせなあかんなあ

ここは「歴史的景観保全
修景地区」というみたいよ

樹木の維持の方法を
教えてもらえて
よかったです

こんないい町並みは
なかなかないよね

修理等に係る 補助制度一覧

* 補助対象範囲について
外観A



外観の修理・修景及び外観の
保持に必要な構造補強等

外観B

外観のうち、道路その他の
公共の場所から見える部分
の修理・修景

地区を指定する制度

	伝統的建造物群 保存地区		歴史的景観保全 修景地区		界わい景観 整備地区		京町家保全重点 取組地区
対象建造物	伝統的 建造物	その他の 建造物	地区内		重要界わい景観 整備地域内	地区内の京町家	
区別	4/5	2/3	地区様式	準様式	地区様式	準様式	1/2
補助率			2/3	1/2	2/3		
補助金上限額 (万円)	600		600	300	600	300	100
対象範囲	外観A		外観B		外部		
根拠法等	文化財保護法		市街地景観整備条例		京町家条例		
関係課	景観政策課（町並み保全担当）				まち再生・創造推進室 (京町家担当)		

地区を指定する制度の詳細はページをめくって左側をご覧ください。⇒

京都の歴史的な町並みを守るために、京都市では様々な支援制度を設けています。

寺社や京町家等を中心とする伝統的な建造物等を適正に維持管理するための修理・修景等に係る補助制度のほか、それらの所有者等の相談内容に合わせた専門家の派遣も行います。

この建物は地域の景観の
顔になっているそうね

構造を補強してしっかり
直した安心やわあ

ここは「重要界わい景観
整備地域」というんやね

建造物を指定する制度

	景観重要 建造物	歴史的風致 形成建造物	歴史的意匠 建造物	界わい景観 建造物	京都を彩る建物や庭園	重要京町家
対象建造物	指定建造物			認定建物等	選定建物 等	個別指定町家
区別	2/3	1/2	2/3	2/3	1/3	1/2
補助率						
補助金上限額 (万円)	1000	300	400	600	500 300 100	250 30
対象範囲	外観A		外観B		修理事業及び管理事業	
根拠法等	景観法	歴史まち づくり法	市街地景観整備条例		京都を彩る建物や庭園 補助金交付要綱	
関係課	景観政策課（町並み保全担当）				文化財保護課	

↑建造物を指定する制度の詳細はページをめくって右側をご覧ください。⇒

※の制度は別途挿み込みに記載の
「お問い合わせ先」にご確認ください。

建造物を指定する制度による補助

④景観重要建造物

地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域の景観形成に重要なものを指定するものです。

補助について

建造物の外観の修理・修景及び外観維持のために必要な構造補強が補助の対象です。

- 建造物の外観の変更や増改築、移転又は除却を行う場合には、許可を受ける必要があります。



⑤歴史的風致形成建造物

重点区域内（※）の歴史的な建造物であって、地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のために保存を図る必要があると認められるものを指定するものです。

※京都市歴史的風致維持向上計画に定める重点区域（別紙重点区域図参照）

補助について

建造物の外観の修理・修景及び外観維持のために必要な構造補強が補助の対象です。

- 建造物の外観の変更や増改築、移転又は除却を行う場合には、届出等が必要となります。



⑥歴史的意匠建造物

歴史的な意匠を有し、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建造物を指定するものです。

補助について

建造物の外観のうち、道路等の公共の場所から見える部分の修理・修景が補助の対象です。

- 建造物の外観の変更や増改築、移転又は除却を行う場合には、許可を受ける必要があります。



⑦界わい景観建造物

界わい景観整備地区内において町並みの景観を特色づけている建造物等を、当該景観を保全し、又は修景する際の指標とするため、指定するものです。

補助について

建造物の外観のうち、道路等の公共の場所から見える部分の修理・修景が補助の対象です。

- 建造物の外観の変更や増改築、移転又は除却を行う場合には、届出等が必要となります。



地区を指定する制度による補助

①伝統的建造物群保存地区

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で、価値の高いものを指定するものです。

補助について

伝統的建造物に指定された建造物

建造物の外観の修理・修景及び外観維持のために必要な構造補強が補助の対象です。

その他の建造物

建造物の外観のうち、道路等の公共の場所から見える部分の修理・修景が補助の対象です。

さんねいざか ぎおんしんばし かみがも さがとりいもと
産寧坂 祇園新橋 上賀茂 嵐山鳥居本



- 建造物の外観を変更する場合には、許可を受ける必要があります。

②歴史的景観保全修景地区

歴史的景観を形成している建造物群が存する地域で、その景観を保全・修景する必要がある地域を指定するものです。

補助について

建造物の外観のうち、道路等の公共の場所から見える部分の修理・修景が補助の対象です。

建造物の外観の修理・修景の内容が地区様式(各地区で定めている地区的固有の意匠・形態)か、準様式(地区様式に準じる様式)かによって、補助率や補助金上限額が異なります。

- 建造物の外観を変更する場合には、認定を受ける必要があります。

ぎおんまちみなみ ぎおんなわて しんもんぜん かみのきょうこかわ
祇園町南 祇園縄手・新門前 上京小川



③界隈い景観整備地区

美観地区又は建造物修景地区内において、まとまりのある景観の特性を示している市街地の地域で、市街地景観の整備を図る必要がある地域を指定するものです。

補助について

重要界隈い景観整備地域内の建造物の外観のうち、道路等の公共の場所から見える部分の補修・修景が補助の対象です。

建造物の外観の修理・修景の内容が地区様式(各地区で定めている地区的固有の意匠・形態)か、準様式(地区様式に準じる様式)かによって、補助率や補助金上限額が異なります。

ふしみみなみはま さんじょうどおり かみがもごう かみのきょうきたの
伏見南浜 三条通 上賀茂郷 上京北野
せんりょうがつじ にしきょうかたぎはら ほんがんじ とうじ ぼんとちょう
千両ヶ辻 西京桜原 本願寺・東寺 先斗町



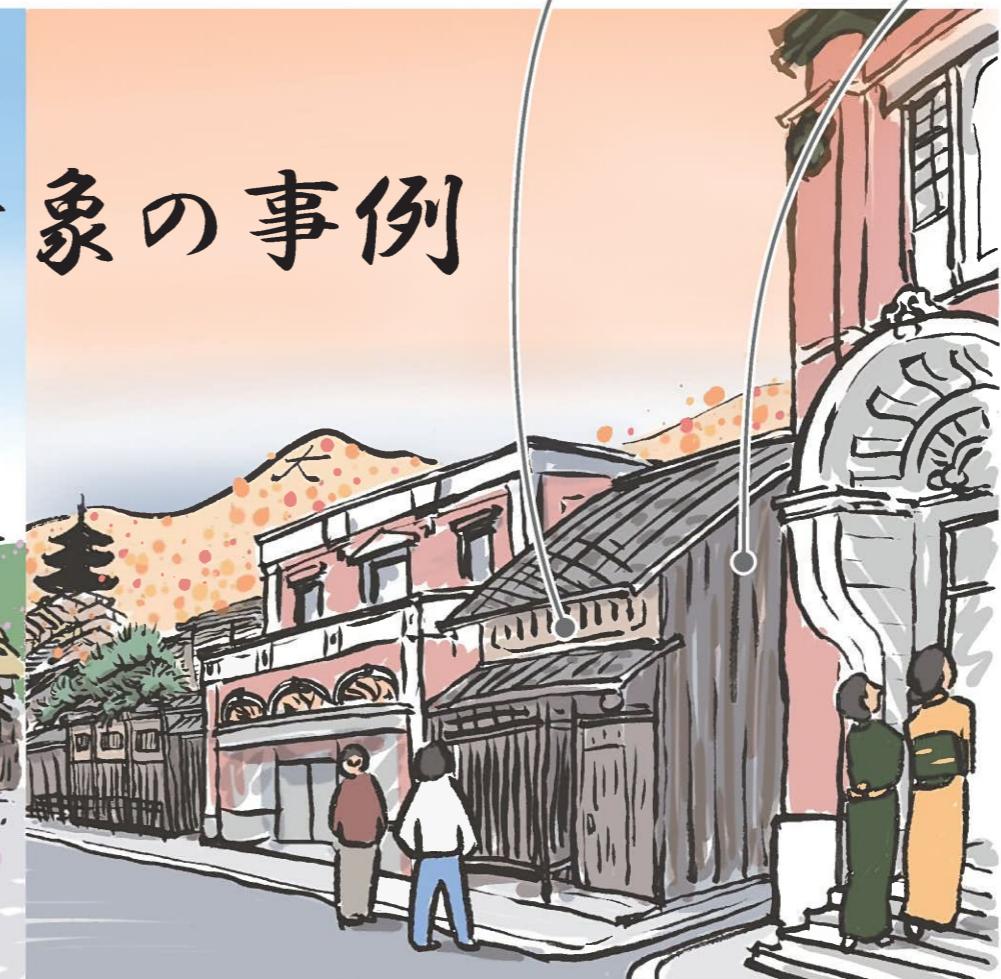
- 建造物の外観を変更する場合には、認定を受ける必要があります。

工事事例の凡例

: 屋根や外壁などを既存の歴史的な意匠のまま直す修理

: 地域の外観様式に合わせる修景や、往時の写真などの資料に基づき元の外観に戻す復原

室外機などの目隠し



見えない部分が対象になる場合もあります。

離れ・土蔵など
道路から見えない離れや土蔵等は、景観重要建造物などに指定されると補助の対象となります。



室外機などの
目隠し



専門家派遣

寺社等の建造物や樹木の維持管理に関する相談内容に応じ、これらについての知識や実績を有する専門家を派遣します。

※京町家に関するご相談は、(公財)京都市・景観まちづくりセンターの「京町家なんでも相談」をご利用ください。

<派遣の例>

建物や門・塀を修理したい ➡ 建築設計・工務店・職人の派遣

庭・樹木の管理に困っている ➡ 造園の専門家・樹木医の派遣

景観まちづくりの取組を
サポートしてほしい ➡ まちづくりコーディネーター
の派遣

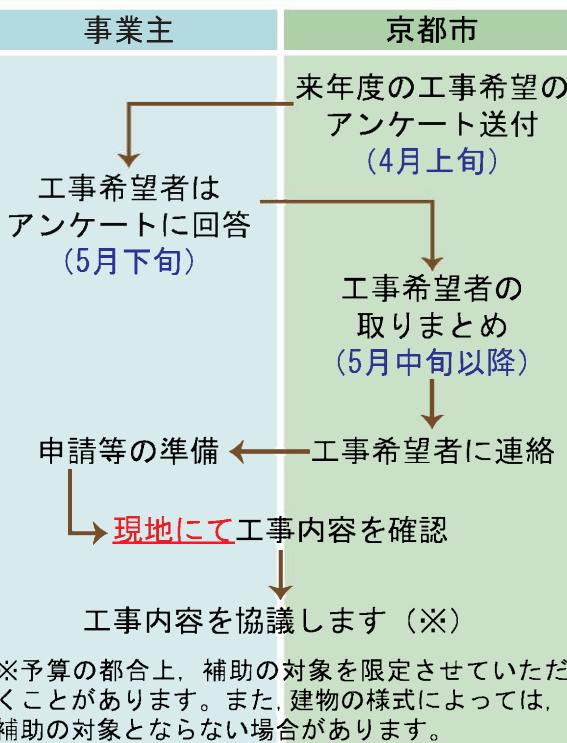
構造補強
外観の保持に必要な構造補強について、その費用の一部が補助の対象となります。



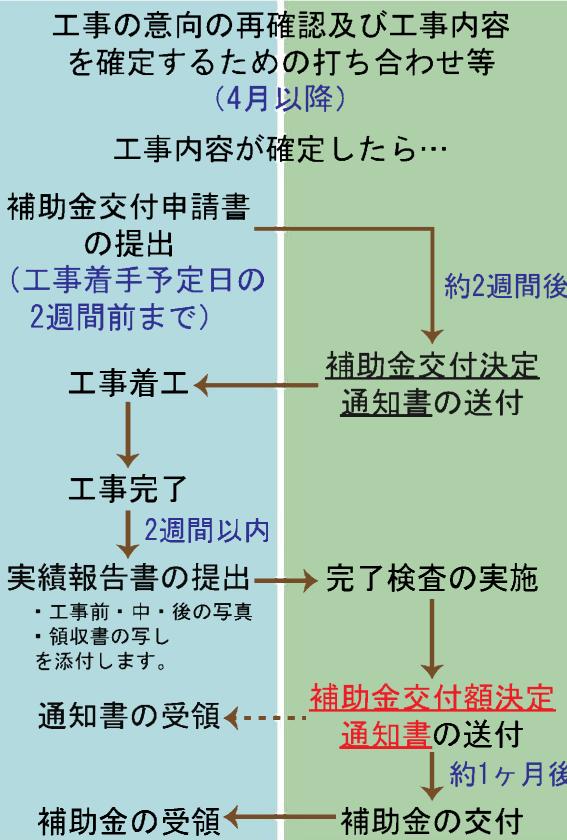
歴史的な建造物等の修理・修景について

補助までの流れ

工事の前年度



工事年度



よくある質問

Q1 建物の内装工事や設備工事は補助の対象工事になりますか？

A1 内装や設備の工事は補助の対象になりません。補助の対象については4, 5頁の事例をご参照ください。

Q2 工事が完了したものに対しても補助してもらえますか？

A2 工事に着手していただく前に、京都市において、補助の対象工事を確定し、補助金の交付予定額を決定します。その後、補助金交付決定通知書を交付します。この交付を受ける前に工事に着手したものや、工事が完了したものについては、補助の対象なりません。

Q3 補助制度を活用して修理した部分に何か制限はかかりますか？

A3 補助制度を利用した箇所に関しては、10年間適切に維持管理していただく必要があり、また、同一箇所には、概ね10年間新たな補助制度の利用はできません。

Q4 突然の雨漏り等で緊急に工事をしなければならない場合はどうすればよいですか？

A4 補助の対象となっている建造物の所有者に対し、工事希望のアンケート調査を行い、計画的に補助事業を実施しておりますので、基本的に急なご要望には、応じかねます。ただし、補助事業の活用状況によっては、補助できる場合もありますので、ご相談ください。

Q5 補助金はいつ、交付されますか？

A5 工事完了後、所定の手続きを行っていただきます。手続き完了後、補助金交付額決定通知書を送付し、その約1ヶ月後にご指定口座に補助金を振り込ませていただきます。

お問い合わせ先：京都市都市計画局 都市景観部 景観政策課

景観重要建造物等の修理・修景に係る支援制度に関すること・・町並み保全担当
寺社等の専門家派遣制度に関すること・・・・・・・・・・歴史的景観保全担当

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
電話（075）222-3397 FAX（075）222-3472

京都市印刷物
第304467号
平成30年8月発行



京都市はSDGsを支援しています。<本事業は宿泊税を活用しています。>